



安八町特定不妊治療費助成事業のお知らせ

安八町では、1回の治療費が高額である特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について、その治療にかかった費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成制度」を実施しています。

対象となる治療は 体外受精及び顕微授精

対象となる方

- ・ご夫婦の前年所得の合計額が730万円未満で、法律上の婚姻をされている方
- ・ご夫婦のいずれか一方又は両方が申請をする日の1年以上前から引き続き安八町に住所を有している方。
- ・特定不妊治療費助成申請の1年度目の対象となる治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ・夫婦いずれも町民税等を完納している方。

助成金額は1年度当たり10万円まで、通算5年間助成されます。

*ただし、治療内容が以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合及び採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合は、1回5万円までの助成となります。

申請手続き

治療が終了した日から1年以内に必要書類をそろえて、安八町保健センターまで申請してください。

申請に必要な書類

1. 安八町特定不妊治療費助成事業申請書
2. 安八町特定不妊治療費助成事業受診等証明書または岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
3. 治療を受けた医療機関の発行した領収書の原本
4. 特定不妊治療費助成のための公租公課等収納状況確認書
※この用紙は申請当日に窓口でお渡しします。
5. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
（戸籍謄本または夫婦同世帯の場合省略のない住民票謄本）
6. 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の児童手当法施行令による控除が確認できる所得証明書
7. 岐阜県の特定不妊治療費助成事業の対象になった方は岐阜県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書
8. 振込先がわかる通帳
9. 認印

提出先・問い合わせ先 安八町保健センター
TEL 0584-64-3775

